

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和6年(2024年)9月分)

(1) 食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度*	回収理由	回収方法
1	9/24	からし蓮根	CLASS II	食品表示法違反:賞味期限の表示ミス	・販売店における POP により周知 ・販売店舗での回収や対象商品の送付先案内

* CLASS I :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

CLASS II :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

CLASS III :喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(2) 食品等に関する苦情相談について

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和6年(2024年)9月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	店内にゴキブリがいる	【相談内容】 利用した飲食店にゴキブリがいる。 飲食中にゴキブリが飛んできたこともあった。 【保健所からの指導内容】 ・廃棄物置場の清掃や排水の処理などの一般衛生管理を適切に行うこと。

【ネズミおよび昆虫対策について】

ネズミやゴキブリなどの衛生害虫は食中毒菌や感染症を引き起こす有害微生物の運搬役となり、食中毒や異物混入の原因にもなります。
適切に駆除をしましょう。

- ・施設その周辺を適切に管理し、ネズミ等の繁殖場所を排除
- ・網戸やトラップ、フタ等の設置でネズミや昆虫等の侵入防止
- ・1年に2回以上、ネズミおよび昆虫駆除作業を実施し、記録を1年間保管
- ・殺そ剤や殺虫剤の使用で食品等を汚染させないように注意
- ・原材料や製品等はネズミからの汚染を防いで保管